

産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会（第 12 回）
議事要旨

○日時：令和 6 年 5 月 31 日（金曜日）13:00～15:00

○場所：経済産業省会議室及びオンライン

○出席者：

<委員>

新宅委員長、生駒委員、柿本委員、大矢委員、鈴木委員、筑紫委員、富吉委員、福田委員、高橋氏（松浦委員の代理）、森川委員、吉高委員、渡邊委員

<オブザーバー>

消費者庁消費者教育推進課、環境省「ファッションと環境」タスクフォース

○議事概要：

（事務局から資料 3、4 を説明の後、自由討議。）

●「繊維・アパレル産業における環境情報開示ガイドライン（仮称）（案）」について

- ・ アパレル企業に対する誤解を払拭するため、ガイドライン（案）で示された開示項目へ順次対応していく。日本アパレル・ファッション産業協会に加盟する上場企業には、2 年後までにアクションを起こしてもらいたい。
- ・ 現状、非財務情報の開示ができていない企業は少ない。ガイドライン（案）により、非財務情報に関する具体的な事実が公表されていくことを期待。
- ・ 廃棄物削減やリサイクル促進等の観点から、企業のサステナビリティ担当も商品の企画設計に関わることが必要。大学等の高等教育機関が中心となり専門人材の育成も重要。
- ・ （ガイドライン（案）における）生物多様性に関する取組は、企業活動と離れた部分もあるため、丁寧な背景説明が必要。
- ・ 企業のホームページに情報を掲載するだけでなく、どのように消費者へ情報を届けるかが重要。消費者への周知や、学校等での教育については、消費者庁等との連携が必要。
- ・ 大企業だけでなく中小企業の情報開示の事例を入れた事例集があると、中小企業も取り組みやすくなる。用語が難しいため、用語集があると良い。
- ・ サプライチェーン上のどの企業が何をやらなければならないか、図式化した方が分かりやすい。開示項目の優先順位付けなども整理すべき。
- ・ 期限を設定して進めることが重要。
- ・ 「グリーンウォッシュ」について、日本にはグリーンタクソノミーがないため、何がグリーンであり、グリーンでないのかが分類されていない。早期に関係省庁との連携が必要。
- ・ 欧州では、人権や動物福祉など環境情報以外の情報開示も求められており、かかる情報の取扱いについても考慮が必要。
- ・ 重要課題の抽出については、ステークホルダーとの対話を通して重要性を考察することが重要。
- ・ 我が国は、サステナビリティに資する素材やテキスタイルの製造技術が強み。環境配慮設計ガイドラインや情報開示ガイドラインにより環境が整備され、国際的なプレゼンスが上がることを期待。

●「中間とりまとめ骨子案」について

- ・ 適量生産・適量消費については、供給点数を減らすために何ができるかについて、繊維・アパレル業界も一緒に取り組んで行く。消費者の需要も重要なので、仕掛けを検討すべき。
- ・ 数値目標を設定する場合、目標の根拠やその妥当性、実現可能性も記載すべき。
- ・ 情報開示率の数値目標について、大企業は数年以内に100%としつつ、中小企業は別途目標を定める方法もある。また、業界団体等によるフォローアップが必要。
- ・ フランスのウルトラファストファッション規制法案の動向を踏まえ、日本としてもウルトラファストファッションへの対応の検討が必要。
- ・ 繊維産地の活性化のため、国内生産回帰に資する投資や地産地消のものづくりへの支援を検討することが必要。
- ・ 分業体制により支えられている日本のものづくりの細やかさは、海外から高く評価されている。生産工程の合理化だけでなく、日本ならではのものづくりの環境をいかに維持していくかとの視点も重要。
- ・ 取引適正化の対応として、サプライチェーンを通じた労務費の転嫁は重要。繊維業界は、危機感をもって取り組んでいくべき。
- ・ リニアエコノミーだけでなく、サーキュラーエコノミーでの人権リスクとして、回収した衣料品の分別過程や廃棄過程でも人権リスクを洗い出すことが必要。

以上